

被保険者証の更新について

平成26年10月1日より被保険者証が更新となります。新被保険者証(水色)を9月下旬ごろ各事業所に一括で送付しますので、お手元に届きましたら記載事項に誤りがないかご確認ください。下記事項に該当する方は届出書に被保険者証と添付書類を添えてご申請ください。10月以降、今までご使用の被保険者証(薄茶)は各自で破棄してください。

- 家族が組合員の世帯を離れたとき(組合員と住民票が別になったとき)
- 他の健康保険等に入ったとき
- 組合同約第4条の地区外に自宅住所が移ったとき

- 提出書類**
- 「国民健康保険被保険者喪失届書」様式第1号の1(B)
 - 被保険者証(該当者分)
 - 高齢受給者証(70才から74才の方該当)



- 組合員の世帯を離れた(組合員と住民票が別になった)理由が下記にあたる家族がいるとき

◆ 修学の為、組合員の世帯から離れた場合

- 提出書類**
- 「^④国民健康保険法第116条該当届」様式第1号の4(B)
 - 被保険者証(該当者分)
 - 学生証のコピーまたは在学証明書原本
 - 住民票の原本(該当者分)

*小・中・高・大学・高等専門学校などで修学する者が適用。学校法人以外の学校は適用外です。

■届出書提出後に学生でなくなり、組合員世帯に戻ったときは、^④第116条届の非該当に丸をつけ世帯全員記載の住民票の原本と被保険者証を送付してください。

■届出書提出後に学生でなくなり、組合員世帯に戻らず世帯を離れているときは、喪失届に被保険者証を添えて送付してください。

◆ 介護・福祉施設・養護老人ホームへ入所などの理由で組合員の世帯を離れた場合

- 提出書類**
- 「^⑤国民健康保険法第116条の2該当届」様式第1号の4(A)
 - 被保険者証(該当者分)
 - 住民票の原本(該当者分)

■届出書提出後に、組合員の世帯に戻ったときは^⑤第116条の2届の非該当に丸をつけ世帯全員記載の住民票の原本と被保険者証を送付してください。

- 氏名が変わったとき

- 提出書類**
- 「被保険者氏名変更届」様式第1号の7
 - 被保険者証(該当者分)
 - 住民票の原本(変更後のもの)

- 組合員の自宅住所が変わったとき

- 提出書類**
- 「自宅・事務所住所変更届」様式第1号の8
 - 被保険者証(世帯全員分)、高齢受給者証(70才から74才の方該当)、組合員証(75才以上の方)
 - 住民票の原本(変更後のもの)

※ 各申請書につきましては、各事業所に送付している「規約・規程集」の中に書式が入っておりますので、コピーしてからご使用ください。もしくは当組合のホームページからダウンロードすることができます。書式が無い場合は組合までご連絡ください。

※ 保険料を滞納している組合員につきましては、被保険者証の発行ができませんのでご注意ください。納付できない理由がある場合は組合までご連絡ください。